

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月22日

前橋市長 山本 龍 殿

提出者 〒370-2316  
住所 群馬県富岡市富岡2759  
氏名 タルヤ建設株式会社  
代表取締役 山田 浩  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 0274-62-3241

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	タルヤ建設株式会社
事業場の所在地	群馬県富岡市富岡2759
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高：515,092万円(令和4年9月決算)
③従業員数	56人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙「産業廃棄物の処理工程一覧」の通り



(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「廃棄物処理の管理体制」の通り。

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 「別紙の通り」		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず <sup>※</sup> （建設工事の木くず）
	排出量	0.88 t	4.05 t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】 「別紙の通り」		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず <sup>※</sup> （建設工事の木くず）
	排出量	0.88 t	4.05 t
	（今後実施する予定の取組） ・混合廃棄物の分別を推進することにより、排出量の削減を目指す。		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・可燃物（廃プラ・紙くず・木くず等）と不燃物（がれき類・金属くず等）に分別しているが、建設現場でスペースが確保できない時は混合物になることがある。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・混合廃棄物の分別を推進する。

木くず (伐採材・伐根材)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボード)	がれき類 (コンクリートがら)	がれき類 (アスコンがら)
3.30 t	9.00 t	963.00 t	1,502.10 t

木くず (伐採材・伐根材)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボード)	がれき類 (コンクリートがら)	がれき類 (アスコンがら)
3.30 t	9.00 t	963.00 t	1,502.10 t

建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物 (安定型)	建設系混合廃棄物 (管理型)
12.87 . t	2.08 . t	5.50 . t

建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物 (安定型)	建設系混合廃棄物 (管理型)
12.50 . t	2.00 . t	5.20 . t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず <sup>※</sup> （建設工事の木くず）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） ・該当なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず <sup>※</sup> （建設工事の木くず）
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず <sup>※</sup> （建設工事の木くず）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
（これまでに実施した取組） ・該当なし。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず <sup>※</sup> （建設工事の木くず）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。			

木くず (伐採材・伐根材)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボード)	がれき類 (コンクリートがら)	がれき類 (アスコンがら)
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

木くず (伐採材・伐根材)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボード)	がれき類 (コンクリートがら)	がれき類 (アスコンがら)
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

木くず (伐採材・伐根材)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボード)	がれき類 (コンクリートがら)	がれき類 (アスコンがら)
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

木くず (伐採材・伐根材)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボード)	がれき類 (コンクリートがら)	がれき類 (アスコンがら)
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物 (安定型)	建設系混合廃棄物 (管理型)
0.00 t	0.00 t	0.00 t

建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物 (安定型)	建設系混合廃棄物 (管理型)
0.00 t	0.00 t	0.00 t

建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物 (安定型)	建設系混合廃棄物 (管理型)
0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t

建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物 (安定型)	建設系混合廃棄物 (管理型)
0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず（建設工事の木くず）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） ・該当なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず（建設工事の木くず）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） ・該当なし。		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず（建設工事の木くず）
	全処理委託量	0.88 t	4.05 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	2.40 t
	再生利用業者への処理委託量	0.88 t	4.05 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。			



木くず (伐採材・伐根材)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボード)	がれき類 (コンクリートがら)	がれき類 (アスコンがら)
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

木くず (伐採材・伐根材)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボード)	がれき類 (コンクリートがら)	がれき類 (アスコンがら)
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

木くず (伐採材・伐根材)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボード)	がれき類 (コンクリートがら)	がれき類 (アスコンがら)
3.30 t	9.00 t	963.00 t	1,502.10 t
3.30 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
3.30 t	9.00 t	963.00 t	1,502.10 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物 (安定型)	建設系混合廃棄物 (管理型)
0.00 t	0.00 t	0.00 t

建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物 (安定型)	建設系混合廃棄物 (管理型)
0.00 t	0.00 t	0.00 t

建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物 (安定型)	建設系混合廃棄物 (管理型)
12.87 t	2.08 t	5.50 t
0.00 t	2.08 t	5.50 t
12.87 t	2.08 t	5.50 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t

②計画	【目標】 「別紙の通り」		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず (建設工事の木くず)
	全処理委託量	0.88 t	4.05 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	0.88 t	4.05 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
(今後実施する予定の取組)			
・実施予定なし。			
※事務処理欄			

木くず (伐採材・伐根材)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボード)	がれき類 (コンクリートがら)	がれき類 (アスコンがら)
3.30 t	9.00 t	963.00 t	1,502.10 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
3.30 t	9.00 t	963.00 t	1,502.10 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

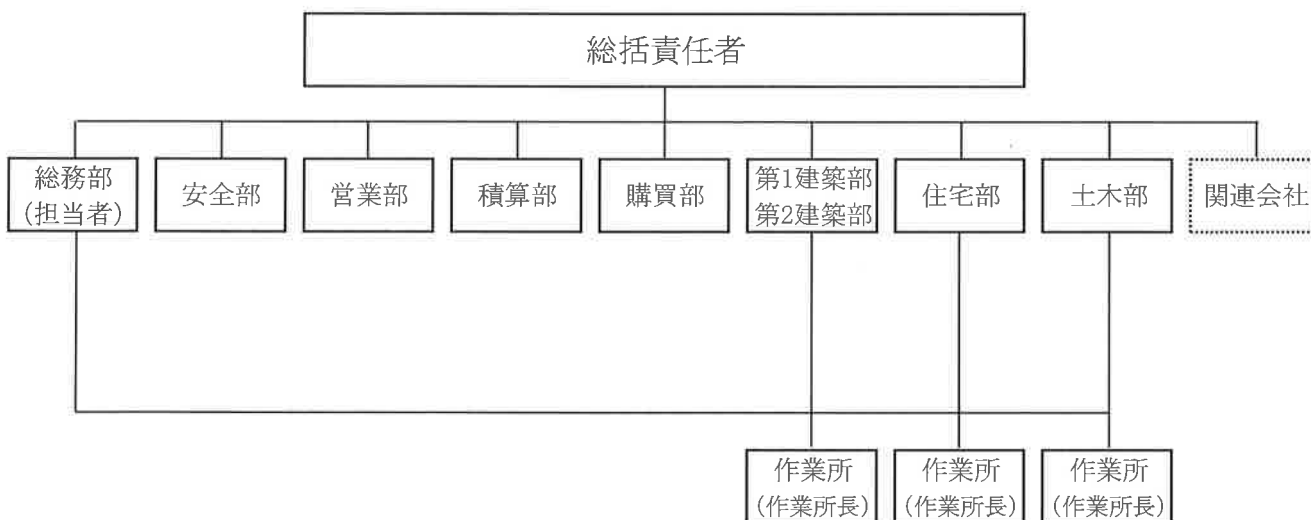
建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物 (安定型)	建設系混合廃棄物 (管理型)
12.50 t	2.00 t	5.20 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t
12.50 t	2.00 t	5.20 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

# 廃棄物処理の管理体制

総括責任者	取締役
担当者	総務部 担当者(又は各作業所長)
役割	総括責任者 ① 廃棄物処理方針の策定 ② 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	担当者(又は作業所長) ① 廃棄物処理計画の作成 ② 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ③ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ④ 委託契約の締結 ⑤ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ⑥ 監督官庁への各種報告 ⑦ 社員、関連会社に対する教育、啓発 ⑧ その他関係する事項



産業廃棄物の処理工程一覧

産業廃棄物の種類	処理の工程
廃プラスチック類	中間処理場により、すべて破砕し再生セメント材・再生路盤材等として再利用されている。
木くず(建設工事の木くず)	中間処理場により、すべて焼却・破砕し再生砂又は再生チップとして再利用されている。
木くず(伐採材・伐根材)	中間処理場により、すべて焼却・破砕し再生砂又は再生チップとして再利用されている。
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボード)	中間処理場により、すべて破砕し再生石膏・再生セメント材等として再利用されている。
がれき類(コンクリートがら)	中間処理場により、すべて破砕し再生砕石・再生路盤材等として再利用されている。
がれき類(アスコンがら)	中間処理場により、すべて再生アスファルト合材として再利用されている。
建設系混合廃棄物	中間処理場により、すべて選別・破砕し再生セメント材・再生路盤材等として再利用されている。
建設系混合廃棄物(安定型)	中間処理場により、すべて選別・破砕し再生セメント材・再生路盤材等として再利用されている。又は最終処分場にて安定型埋立処分されている。
建設系混合廃棄物(管理型)	中間処理場により、すべて選別・破砕し再生セメント材・再生路盤材等として再利用されている。又は最終処分場にて管理型埋立処分されている。



## 令和5年度 産業廃棄物目標値

混合廃棄物の分別を推進することにより、排出量の削減を目指す。

産業廃棄物の種類	令和4年度排出量(t)	令和5年度目標値(t)
廃プラスチック類	0.88	0.88
木くず(建設工事の木くず)	4.05	4.05
木くず(伐採材・伐根材)	3.30	3.30
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボード)	9.00	9.00
がれき類(コンクリートがら)	963.00	963.00
がれき類(アスコンがら)	1,502.10	1,502.10
建設系混合廃棄物	12.87	12.50
建設系混合廃棄物(安定型)	2.08	2.00
建設系混合廃棄物(管理型)	5.50	5.20
合計	2,502.78	2,502.03